

交通事故にあつたとき

〔届出書類〕

- 損害賠償申告書
- 事故発生状況報告書
- 念書
- 加害者にかかる自動車損害賠償責任保険について
- 加害者にかかる任意保険(対人)調査書
- 誓約書
- 交通事故証明書(人身事故扱いのもの)一通

●治療が終了したときは、あるいは症状が固定したときは共済組合に連絡してください。

交通事故などでケガをした場合で加害者があるときは、

第三者の行為で起きたケガですから原則として当然加害者がその損害を負担することになります。

事故が発生したときは、まず治療が優先です。それから加害者と話し合いをすることになりますが、加害者から組合員証を使って治療をしてほしいなどの申し出があった場合は、事故の原因が公務外であれば組合員証を使って治療することができます。

この場合は、共済組合に手続きが必要です。その手続きについてご案内します。

●事故にあつたとき

①相手の身元を確認しましょう。

加害者(運転者)の住所、氏名、電話番号、勤務先、車のナンバー、免許証番号、加入保険会社、証券番号等の必要事項を必ずメモしておくこと。

②警察に届けましょう。

どんな些細な事故でも必ず警察官に立ち合つてもらい事故の確認を受け、事故証明を受けられるようになります。この場合の事故証明は、必ず人身事故扱いしてください。

加害者が知り合いなどの場合で、人身事故扱いにするのは抵抗がある方もお

られます。ですが、人身事故扱いにしなかつたことにより、治療費・慰謝料などの保険金が受けられないことがあります。

③組合員証を使用する場合は必ず連絡します。

治療費は、原則として加害者が支払うのですが、組合員証を使用して治療を受けることができます。その際は、必ず

共済組合または勤務先の共済事務担当課へ連絡してください。ただし、通勤災害、公務災害などの公務上の事故の場合は組合員証は使用できません。

また、加害者へ保険診療分の治療費の支払い義務が発生することを伝えておいてください。

④共済組合へ「損害賠償申告書」を提出してください。

組合員証を使用して医療機関に受診した場合は、共済事務担当課を経由して共済組合に損害賠償申告書を提出してください。

これは共済組合が、加害者に対して損害賠償請求権行使するために必要なものです。

●車の同乗中事故にあつたとき

自動車・安全運転センター

共済組合指定様式

7. 交通事故証明書(人身事故扱いのもの)一通

事故によるケガの場合、後遺症が出てくることがあります。示談を進めることで後遺症が発生した場合も、その治療は改めて請求する等の約束を記載するのが通例です。

また、加害者へは、共済組合へ保険診療分の治療費の支払い義務があることを再確認させてください。

第三者の行為によつて起きた事故にもかかわらず、警察に事故の届け出をせず、に組合員証を使用して医療機関で受診した場合、共済組合が負担した医療費については、組合員の方に負担していただきことがあります。ですので、注意して対処してください。

車の所有者である本人が運転をしていて、自損事故(運転操作を誤つて電柱に衝突したなど)を起こしたときに、同乗者がケガをした場合は、ケガをした同乗者からすると第三者の行為で起きた事故ですので、同乗者が共済組合の組合員または被扶養者である場合は、「●事故にあつたとき」①～④の手続きをしてください。

※同乗者が配偶者・子・父母については、自動車保険(任意保険)では、治療費・慰謝料などの保険金は受け取ることはできませんが、自動車損害賠償保険(自賠責保険)では、治療費・慰謝料などの保険金を受け取ることができます。

奈良県市町村職員共済組合 保険課 電話0744-229-8264(課直通)